

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：上水道事業

事業名	用水供給事業		
事業開始年月日	平成7年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 非適用
団体名	十勝中部広域水道企業団	職員数 (H19. 4. 1現在)	7名
構成団体名	帯広市、音更町、幕別町、芽室町、池田町、中札内村、更別村		

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	144円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	16,579(H18)
累積欠損金(百万円)	5,442(H18)	利益剰余金又は積立金(百万円)	0
不良債務(百万円)	0	財政力指数	0.516(H18)
資金不足比率(%)	-	実質公債費比率(%)	17.1(H19)
		経常収支比率(%)	86.4(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
--

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	十勝中部広域水道企業団経営健全化計画
計画期間	平成19～23年度
計画策定責任者	十勝中部広域水道企業団 企業長 砂川 敏文
既存計画との関係	第3期財政収支計画（平成17～21年度）
公表の方法等	ホームページ・構成団体及び議会（全員協議会）への説明
基本方針	第3期財政収支計画を基本として、企業債の繰上償還に係る経費の見直しを計上し、さらに経営効率化をすすめるために組織機構や事務事業の見直しをおこない、用水供給事業の経営健全化を図るものである。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,330	1,596	333	3,260
	補償金免除額	165	359	71	595
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	1,886	349	0	2,234

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	1,330,456	1,596,323	332,898	3,259,677
合 計 (A)		1,330,456	1,596,323	332,898	3,259,677
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,330,456	1,596,323	332,898	3,259,677

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成19年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成19年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	1,885,074	348,098		2,233,172
合 計 (A)		1,885,074	348,098		2,233,172
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)		0	0		0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,885,074	348,098		2,233,172

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容		
財務上の特徴	<p>用水供給料金</p> <p>用水供給事業を開始した平成7年度の供給単価は315円(道内企業団 60円)、給水原価 523円(道内 80円)、資本単価 440円(道内 65円)と、道内の企業団と比較しても大きくかけ離れていた。</p> <p>これは、札内川ダム完成(平成10年度)前に暫定豊水水利権により事業を開始したことから、構成団体への供給水量が最低限とせざるをえず、そのため各々の単価が高くなったものである。</p> <p>また、第1期(平成7～11年度)用水供給料金を低く抑えて構成団体の負担を少なくするため、総括原価には減価償却費(みなし償却を適用)のかわりに企業償還元金を充て、資産維持費を計上せずに算定し、企業団の経営に必要な最低限の資金を確保することとして、赤字経営・欠損金の累積はやむを得ないものとした。</p> <p>この基本的な料金算定方法は、第2期(平成12～16年度)、第3期(平成17～21年度)と引継がれ、現状の多大な未処理欠損金を生じる原因となっている。</p> <p>施設の状況</p> <p>平成7年度に創設事業第1期工事(浄水能力 40,000m³)が完成し事業を開始するが、引き続き第2期工事(浄水能力 20,000m³)を実施し、平成10年度には札内川ダムとともに完成した。</p> <p>しかし、構成団体の給水人口・供給水量が伸び悩んでいることから、過大投資とならないよう、第3期・第4期工事については必要となる時期まで延期することとした。</p> <p>職員定数</p> <p>事業開始当初から業務委託をすすめてきたことから職員数は少なく、平成7年度の職員一人当たり給水人口30,176人(道内企業団 6,206人)、一人当たり営業収益164,479千円(道内 38,570千円)と、実際に道内企業団と比較しても高い指標値になっている。</p> <p>引き続き、第2期工事の完成や業務の委託化にあわせて、組織機構の見直しをおこない、職員定数の適正化を図ってきている。(平成7年4月1日現在2課3係15人、平成19年4月1日現在1課2係7人)</p> <p>維持管理</p> <p>平成7年度の事業開始当初から、全国でもまだ事例が少なかったなかで、施設の運転管理業務の全面委託化にふみきり、さらに、委託会社の習熟度に応じて他の業務も順次委託して、営業費用の圧縮・経営の効率化を進めてきた。</p> <p>営業開始当初の平成7年度の給水原価に占める職員給与費の割合は3.3%(道内企業団 14.8%)、委託料の割合は6.2%(道内 4.9%)と、道内企業団と比較して高い割合となっていた。</p>		
経営課題	<table border="1" data-bbox="448 1619 1428 1668"> <tr> <td data-bbox="448 1619 635 1668">課 題</td> <td data-bbox="635 1619 1428 1668">用水供給料金の算定</td> </tr> </table> <p>平成20年度から収益的収支が黒字となり未処理欠損金が少しづつ減少していくが、これまでの料金算定は「経営上必要最小限の資金の確保」であったことから、第4期(平成22～26年度)の料金算定においても、構成団体から繰上償還に伴う余裕資金を含めて用水供給料金の値下げを求められることになる。</p> <p>しかし、事業開始から13年が経過し施設の老朽化がすすんでくることから今後予想される大規模修繕や更新事業などの財源としてこの資金が必要となっており、次回の料金算定に当たっては、構成団体の水道事業の経営健全化との整合性をどう図っていくのかが課題となる。</p>	課 題	用水供給料金の算定
課 題	用水供給料金の算定		

	課 題 職員定数の適正化	職員定数については、これまで第1期工事・第2期工事の完成や業務の委託化にともない、組織機構の見直しや職員定数の削減に努めてきた。 また、この経営健全化計画の策定にあたり定数を1名削減し、平成19年4月1日から職員定数を7名とした。
	課 題 給与水準	平成18年度企業団職員(プロパー)1名が退職し、構成団体へ割愛採用となったことから、平成19年度より退職手当負担金の削減を実施したところである。 削減の結果、職員は全て構成団体からの派遣となり、構成団体の給与の規定より支給しているため、給与水準の見直しは構成団体の規定による。 ただし、特殊勤務手当については企業団の規定によるものであることから、国の規定にない特殊勤務手当については削減を実施していくものである。
	課 題 費用の節減	運転管理業務の委託契約を複数年として競争入札制度を導入することにより経費の節減を図るものである。 簡易公募入札制度の導入により経費の節減を図っている。
	課 題 資産の有効活用	沈砂池から浄水場着水井までの落差を利用して水力発電事業をおこない、この発電電力を売却し収益をあげるとともに、CO2の削減による地球の温暖化防止に寄与するものである。
留意事項	平成18年度に実施された厚生労働省の立入検査において、水道施設の耐震化診断を実施し耐震化対策に取り組むようにと、口頭による指摘を受けたことから、平成20年度から耐震調査を計画的に実施していくものである。 しかし、第3期財政収支計画に予定していなかった事業であることから、調査内容や調査の結果必要となった施設の耐震化工事の財源などの問題について構成団体との協議・承認が必要となっている。	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	83.3	82.3	89.1	86.4	96.7	98.0	106.4	110.9	118.8	124.4	
総収支比率(法適用)	(%)	85.7	90.7	93.2	87.4	97.2	98.4	106.4	110.8	118.6	124.1	
経常収支比率(法適用)	(%)	85.7	90.7	93.2	87.4	97.2	98.4	106.4	110.8	118.6	124.1	
営業収支比率(法適用)	(%)	131.0	134.8	139.9	129.7	148.1	146.6	150.3	149.9	156.5	161.9	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	238.4	230.2	250.0	291.6	295.9	299.8	283.9	273.5	257.1	236.8	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	7.8	6.8	6.7	7.0	6.6	6.2	4.6	3.3	2.5	2.2
	うち基準内繰入金	(%)	7.8	6.8	6.7	7.0	6.6	6.2	4.6	3.3	2.5	2.2
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	56.4	64.1	69.4	27.2	25.5	6.5	11.0	13.7	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	56.4	64.1	69.4	27.2	25.5	6.5	11.0	13.7	100.0	100.0
	うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/㎡) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>第1期料金算定にあたっては、構成団体の負担を少なくするため経営に必要な最低資金の料金でまかなってきたことから赤字経営が続き、繰越欠損金の増加の要因となっている。さらに、平成7年度の事業開始から13年が経過し、今後施設の大修繕や設備の更新事業を計画的に実施していくための財源も必要になってきているため、この経営健全化計画の期間中は、料金改定はないものとして策定している。</p> <p>ただし、今後構成団体との協議のなかで、構成団体における水道事業の経営健全化のために料金改定を求められた場合についても、構成団体に対し企業団の経営健全化への理解を求めていく。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>他会計繰入金については、構成団体からの繰出基準に基づく繰入金であり、他会計負担金は企業償還元金から、他会計補助金は企業債償還利息を基に算出している。</p> <p>なお、企業債償還金は元利均等方式により償還しているため、償還元金の増加、償還利息の減少に併せて他会計負担金が増加し、他会計補助金が減少する。</p> <p>同様に繰上償還の財源として低利の縁故債を借入れし、借入前と同じ償還最終年度で元利均等方式により償還をおこなうことから、軽減される償還利息の減少により償還元金が増加し、償還利息が減少に併せて他会計負担金が増加し、他会計補助金が減少することとなる。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>耐震診断調査の結果、耐震化工事の必要な施設については計画的に実施するものとし、この計画期間以降に実施するものとする。</p> <p>水力発電事業は電気事業者との共同事業として実施し、営業開始予定を平成22年度とする。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>計画策定にあたっては、第3期財政収支計画(平成17～21年度)を基本とし、計画策定時に計上していなかった事業については経営上必要な事業のみを計上するものとする。</p> <p>人件費については平成17年削減後の定数で計上するものとする。</p> <p>経費を必要とせず、収入が見込まれる事業は計上するものとする。</p> <p>繰上償還に係る経費については、繰上償還後の数値を計上する。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	職員定数については組織機構の見直しなどにより、定数削減を実施している。
地方公務員の職員数の純減の状況	課題 平成14年度 1名削減、組織体制の見直し。 平成19年度 1名削減、事務事業の見直し。
給与のあり方	平成19年度 職員1名削減し、給与費の抑制を図る。 企業団職員は、構成市町村からの派遣職員で構成しており、派遣元の給与の規定に基づく。
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	課題 企業団の規定に基づく手当の見直し。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	なし
退職時特昇等退職手当のあり方	課題 平成19年度削減済み。
福利厚生事業のあり方	構成団体の規定に基づく負担金の支出のみ。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	施設の運転管理業務や維持管理業務の見直しなど経営の効率化に努めている。
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題 維持管理業務の見直し。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題 工事・委託業務の契約方法などの見直し。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	課題 現行料金を維持しながら、施設の大規模修繕や更新費用に充てるとともに、繰越欠損金の圧縮に努める。CO2の削減による地球温暖化防止と、余剰発電電力の売却収入を図るため、水力発電事業の具体化。
料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	ホームページを活用し経営健全化計画やその達成状況などの周知に努める。議会全員協議会での説明などにより健全化計画やその達成状況の周知に努める。構成団体へ経営健全化計画の説明や達成状況の報告をおこない周知に努める。
経営健全化や財務状況に関する情報公開	同上
行政評価の導入	事務事業の見直しにより職員数を2名削減実施しているが、行政評価については未導入。
5 その他	施設の耐震化調査の実施。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>課題 課題</p> <p>職員定数の削減による職員給与費の抑制。 手当の見直しによる職員給与費の抑制。 退職給与負担金の削減。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>課題 課題 課題</p> <p>現行料金を維持し、繰越欠損金の圧縮に努める。 維持管理業務の見直しによる経費の削減。 工事や委託業務の契約方法の見直しによる経費の節減。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>基準外繰出金はない。</p>
4 その他	<p>ホームページを活用した経営健全化計画の周知並びに達成状況の報告。 議会全員協議会などでの 構成団体への 施設の耐震化調査の実施。</p>

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法については、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												693,361
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
2	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
職員給与と費の適正化													
1	職員給与と費(退職手当以外)												
	職員給与と費(職員数の減)	67,603	71,160	72,233	72,507	72,305							
	改善額	10,789	10,789	10,789	10,789	10,789	53,945						56,650
1	職員給与と費(手当等の削減)	3,242	3,376	3,744	3,512	3,431							
	改善額				96	96	192						6,980
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
1	職員給与と費(退職手当)	446	477	512	529	546							
	改善額												2,730
1	職員数(人)	8	8	8	8	8		7	7	7	7	7	7
	増減数(人)	-1	0	0	0	0		-1	0	0	0	0	0
2	維持管理費等												
	維持管理費等	157,448	150,232	145,132	142,126	136,847							
	改善額(適正化)	4,086	11,280	16,381	19,375	24,654	75,776						26,557
2	契約方法の見直し												
	改善額(縮減額)												7,899
	累積欠損金比率	238.4	230.2	250.0	291.6	295.9		299.8	283.9	273.5	257.1	236.8	
	増減	0.0	-8.2	19.8	41.6	4.3		3.9	-15.9	-10.4	-16.4	-20.3	
	企業債現在高	20,058,296	19,267,701	18,419,919	17,524,914	16,579,423		15,589,649	14,520,522	13,386,595	12,199,389	10,974,798	
	増減	0	-790,595	-847,782	-895,005	-945,491		-989,774	-1,069,127	-1,133,927	-1,187,206	-1,224,591	
							129,913						794,177
													(参考)補償金免除額 594,899

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)
給水人口 (千人)	252	263	253	253	254
年間総有収水量 (千m ³)	12,155	12,639	12,956	11,845	11,610
公称施設能力 (m ³ /日)	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
1日最大配水量 (m ³ /日)	39,904	42,993	42,955	38,423	37,388
最大稼働率 (%)	66.5	71.7	71.6	64.0	62.3
供給単価 (円/m ³)	160	155	153	156	158
給水原価 (円/m ³)	206	188	183	192	175

平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
259	260	261	261	262
11,233	12,959	12,996	13,064	13,140
60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
40,013	45,080	45,556	47,157	47,360
66.7	75.1	75.9	78.6	78.9
163	146	145	145	144
177	144	136	126	119